

平成23年度

水 質 検 査 計 画



水 質 検 査 計 画 について

建設整備課では、水道水の安全性を保証するために水質検査を行っておりますが、水質検査の適性な実施及び需要者への適切な情報提供のため水質検査計画を定めました。これは、今後の水質検査の内容を計画として定め、またその結果を適切に評価公表しようとするものであり、水道事業の透明性の確保を目的とします。

今後とも、建設整備課においては水道水がより安全でより良質であるよう、鋭意努力して参りたいと思っております。

鶴 田 町 建 設 整 備 課

1. 基本方針

(1) 検査地点

鶴田町大字鶴田字早瀬184-1 農村環境改善センター（豊明館）
（ただし、毎日検査する項目については浄水場及び妙堂崎・瀬良沢で行います。）

(2) 検査項目

水道法施行規則の水質基準項目とします。（3ページ参照）

(3) 検査頻度

- ① 毎日行う検査と毎月一回（毎月第2水曜日）行う検査の2種類があります。
- ② 毎月一回行う検査では、5月に32項目、8月・11月・2月に23項目、その他の月に9項目を検査します。また、7月・8月はカビ臭原因物質である藻類が発生する可能性のある時期なので、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目を追加します。
- ③ 過去3年のデータが基準値の1/10以下で、且つ周囲の環境から値の上昇がないと思われる項目については、3年に1回の検査でよいことになっています。当町では25項目が該当しますが、今年度は9項目を検査し、残り16項目は今後2年間で検査することとします。

(4) 計画期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日とします。

2. 水質検査方法

月一回の検査は、社団法人青森県薬剤師会衛生検査センターに委託して行います。毎日検査項目については、建設整備課の職員及び委託者が実施します。

3. 検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、インターネット上のホームページで公表します。ホームページではより詳しい検査内容も閲覧できるほか、検査結果が確定すれば、8月・11月・3月の3回公表していきます。

これらの事項について町民の方からご意見があれば定期的に検討を行い、より安全で安心できる水道を目指します。

（ホームページURL <http://www.net.pref.aomori.jp/tsuruta/>）

4. 水源の状況並びに浄水の水質状況

(1) 水源の状況

鶴田町では、浅瀬石川ダムから取水し、津軽広域水道企業団総合浄水場で浄化処理した水を受水しております。浅瀬石川ダムの貯留水は、流入河川の水質が良好なうえ、近年の環境規制もあって、完成以来良い状態に保たれており、水質基準上問題となるような項目はなく現在にいたっています。

(2) 浄水の水質状況

鶴田町が行う検査の他に津軽広域水道企業団でも浄水の水質検査をしています。

- ①検査地点 水源地、企業団総合浄水場入口、鶴田町受水池前の合計3地点です。
- ②検査方法 企業団で大部分の検査は独自に行いますが、一部は民間検査機関に委託しているものもあります。
- ③検査頻度 毎月上旬、中旬、下旬の月3回及び夏場の水質の状況に応じて、臨時的に実施しております。検査項目は水質基準項目50、水質管理目標設定項目27のうち23項目、自主検査項目19の、合計70項目を実施しています。

5. その他の留意事項

- (1) 水質が著しく悪化したとき、工事による汚染等が考えられるときは直ちに臨時検査を行い、安全性が確認されるまで監視します。
- (2) 検査結果に異常が認められた場合には直ちに再検査し、正常値の確認に努めます。

水質基準項目(法定検査)

番号	定期検査項目	省略の可否	基準値 (mg/L)	23年度検査項目	平成22年度	過去3年間の最大値	検査の基本回数	検査実施回数	設定理由		
基1	一般細菌	不可	100個以下	○	0	27	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基2	大腸菌	不可	不検出	○	不検出	不検出					
基3	カドミウム及びその化合物		0.003以下	○		0.01	1回/3月	1回/3年	安全確認のため		
基4	水銀及びその化合物		0.0005以下	○		0.000					
基5	セレン及びその化合物		0.010以下	○		0.001					
基6	ヒ酸及びその化合物		0.01以下	○		0.001					
基7	鉛及びその化合物		0.01以下	○		0.001					
基8	六価クロム化合物		0.05以下	○		0.005					
基9	シアン化合物イオン及び塩化シアン	不可	0.01以下	○	0.001	0.001				1回/3月	省略不可項目
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	10以下	○	0.27	0.27					
基11	フッ素及びその化合物		0.8以下	○	0	0	1回/3年	1回/3年	安全確認のため		
基12	ホウ素及びその化合物		1.0以下		0.07	0.07					
基13	四塩化炭素		0.002以下		0.005						
基14	1,4-ジオキサン		0.005以下			0.005					
基15	シス-1,2-クロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04以下	○		0.004	1回/3年	1回/3年	安全確認のため		
基16	ジクロロメタン		0.01以下		0.002	0.003					
基17	テトラクロロエチレン		0.03以下		0.001						
基18	トリクロロエチレン		0.01以下		0.001						
基19	ベンゼン		0.01以下		0.001						
基20	塩素酸	不可	0.6以下	○	0.09	0.043				1回/3月	1回/3月
基21	クロロ酢酸	不可	0.01以下	○	0.002	0.002					
基22	クロロホルム	不可	0.06以下	○	0.009	0.008					
基23	ジクロロ酢酸	不可	0.04以下	○	0.004	0.007					
基24	ジブロモクロロメタン	不可	0.1以下	○	0.002	0.004					
基25	臭素酸	不可	0.01以下	○	0.001	0.001					
基26	総トリハロメタン	不可	0.1以下	○	0.014	0.020					
基27	トリクロロ酢酸	不可	0.2以下	○	0.010	0.001					
基28	ブロモジクロロメタン	不可	0.03以下	○	0.005	0.001					
基29	ブロモホルム	不可	0.09以下	○	0.001	0.008					
基30	ホルムアルデヒド	不可	0.08以下	○	0.008	0.008					
基31	亜鉛及びその化合物		1.0以下				1回/3年	1回/3年	水道水の性状確認のため		
基32	アルミニウム及びその化合物		0.2以下		0.01	0.01					
基33	鉄及びその化合物		0.3以下								
基34	銅及びその化合物		2.0以下								

基35	ナトリウム及びその化合物		200 以下						
基36	マンガン及びその化合物		0.05 以下						
基37	塩化物イオン	不可	200 以下	○	15.7	17.8	1回/月	1回/月	水道水の性状確認のため
基38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300 以下		-	10.83	1回/3月	1回/3年	水道水の性状確認のため
基39	蒸発残留物		500 以下	○	-	6.25			
基40	陰イオン界面活性剤		0.2 以下	○	-				
基41	ジェオスミン		0.00001 以下	○	0.00000	0.00000	原因藻類発生時に月1回以上	※	藻類発生のおそれがあるため
基42	2-メチルイソボルネオール		0.00001 以下		0.00000	0.00000			
基43	非イオン界面活性剤		0.02 以下	○	0.005	0.005	1回/3月	1回/3年	水道水の性状確認のため
基44	フェノール類		0.005 以下		-				
基45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	5	○	1	1.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基46	pH値	不可	5.8~8.6	○	7	7.7			
基47	味	不可	異常でない	○	異常でない	異常でない			
基48	臭気	不可	異常でない	○	異常でない	異常でない			
基49	色度	不可	5 以下	○	0	1			
基50	濁度	不可	2 以下	○	0.1	0.1			
毎1	色	不可	異常でない	○	異常でない	異常でない	1回/日		省略不可項目
毎2	濁り	不可	異常でない	○	異常でない	異常でない			
毎3	消毒の残留効果	不可	異常でない	○	異常でない	異常でない			

※は原因藻類発生時期に月に1回以上

は省略不可項目

毎1. 2. 3は目視等により検査を行います。